

島根労働局発表  
平成 26 年 10 月 30 日(木)

担 当	島根労働局労働基準部
	監督課長 綿貫 直
	監察監督官 川角 洋二
	TEL : 0852-31-1156

報道関係者 各位

## 過重労働等に関する電話相談を 11 月 1 日(土)に実施します

～ 中国 5 県の労働相談に無料に対応 ～

厚生労働省においては、全国一斉に実施する 11 月の「過重労働解消キャンペーン」の取組として、長時間労働、賃金不払い残業、若者「使い捨て」が疑われる企業などに関する無料の電話相談を 11 月 1 日（土）に行います。

島根県を含む中国地方 5 県からの相談には、島根、鳥取、広島、岡山、山口の各労働局職員が広島労働局において対応し、その内容をもとに各県で重点的な監督指導を行います。

### 1 電話相談の開催日時と電話番号

平成 26 年 11 月 1 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで

フリーダイヤル（無料）：0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

（電話番号は全国共通です。）

### 2 11 月過重労働解消キャンペーンについて（資料 1）

過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けて、11 月に「過重労働解消キャンペーン」として実施します。キャンペーンにおいては、上記 1 の全国一斉電話相談のほか、事業主、企業の労務担当責任者等を対象としたセミナーの開催（資料 2 全国 8 か所、広島 11 月 17 日(月)）などを予定しています。

# 働き過ぎ!…じゃないですか?

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか?

効率の良い仕事をする環境がありますか?

健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。

この機会に一度、みなおしてみませんか?

これは…  
今日中に…

～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

**11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。**

過重労働等に関する相談はこちら

**無料** 「過重労働解消  
相談ダイヤル」

フリーダイヤル **なくしましょう** 長い 残業

**0120-794-713**

11月1日(土) 9:00 ~ 17:00

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年の通常国会で「過労死等防止対策推進法」が成立しました。この法律では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の  
解消のためには…

## 過重労働による健康障害を防止するために<sup>※1</sup>

### ①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準<sup>※2</sup>に適合したものとする必要があります。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

### ②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。



## 賃金不払残業を解消するために<sup>※3</sup>

- ① 労働時間適正把握基準<sup>※4</sup>を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月、厚生労働省）

※2 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）

※3 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

※4 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は、無料電話相談にご相談ください。

過重労働解消  
相談ダイヤル

フリーダイヤル **0120-794-713**

なくしましょう 長い残業  
平成26年11月1日(土) 9:00～17:00

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日8:30～17:15）

労働条件相談ホットライン **0120-811-610**（月・火・木・金17:00～22:00、土・日10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

平成26年度厚生労働省委託事業

過重労働解消のためのセミナー

# 過重労働を無くすために 今できること

過重労働の解消を図るためには、各企業において自主的に、長時間労働の削減、労働時間管理、健康障害防止対策といった取組を進めることが重要ですが、一方で取組が十分でない企業においては、過重労働防止対策に必要な知識やノウハウが十分でないことが考えられます。本セミナーは、労働基準法を中心とした知識の習得と実務上の改善対策案などに関して実際に取り組める事例の紹介などを詳しく解説します。



参加費

無料

定員

各回  
先着 **50名**  
程度

※事前予約制

対象者

事業主、企業の労務担当責任者等

内容

過重労働解消に向けた労働基準法の解説と、実務面における過重労働改善取組事例の紹介等

申込方法

裏面をご参照ください。

## 東日本 エリア

11月 4日(火) [北海道会場]、11日(火) [東京会場]

11月14日(金) [宮城会場]、28日(金) [愛知会場]

12月 5日(金) [東京会場]

午前の部 10:30～12:30 午後の部 14:00～16:00



東日本エリア担当講師

■ TAC社会保険労務士 実務講師 **小林弘和**

早稲田大学法学部卒業後、キヤノン販売㈱入社。91年、行政書士、92年、社会保険労務士、94年、中小企業診断士の試験に次々合格。96年キヤノン販売を退社し、小林マネジメント研究所設立。03年社会保険労務士法人NACマネジメント研究所設立、代表社員就任。現在、顧問先企業の労務管理支援や賃金・退職金制度の改定及び運用支援等に従事。



## 西日本 エリア

11月 7日(金) [大阪会場]

11月10日(月) [福岡会場]、17日(月) [広島会場]

11月21日(金) [大阪会場]、25日(火) [香川会場]

午前の部 10:30～12:30 午後の部 14:00～16:00



西日本エリア担当講師

■ TAC社会保険労務士 実務講師 **貫場恵子**

兵庫県職員退職後、ヒューマン・アカデミー非常勤講師を経て、2000年社会保険労務士事務所を開設。講師業としてTAC、全国社会保険労務士会研究機構社労士講師団、などで登壇経験があり、実務的検知から長時間労働・賃金不払・パワハラ・ワークライフバランスに関するセミナー等を実施。



### 午前午後共通スケジュール

カリキュラム	項目	プログラム
開会のあいさつ(司会)	● セミナー概要、配布資料の確認	
I. チェックシート(5分)	● チェックシートによる自社分析	セミナーの中で、自社に必要な過重労働対策ポイントを効果的に学習できるように、チェックシートによる自社分析を行います。
II. はじめに	1) 過重労働対策は経営課題 2) 脳・心臓疾患/精神障害の労災補償状況	①過重労働への対策を講じることは重要な経営課題のひとつ ②最新のデータ(平成25年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」)から見る過重労働の現状
III. 過重労働の防止対策	1) 経営者・管理者・労務担当者の意識変革 2) 過重労働対策推進計画 3) 各部門の役割と連携 4) 労働時間に関する基準 5) 衛生委員会等の活用 6) 医師による面接指導制度の活用	①経営者・管理者等が過重労働対策を経営課題と捉え、改善のための方針を示す ②事業場における過重労働解消のための施策 ③各部門がそれぞれ担っている役割とは ④適正な労働時間について ⑤衛生委員会等の設置と運用方法 ⑥医師による面接指導制度のあり方及び活用方法
IV. 過重労働防止の具体例	1) 過重労働改善取組事例の紹介	過重労働の防止により成果を生んだ企業事例を参考に、自社の過重労働改善のヒントを見出します。セミナーを聞きにくるだけでなく、「これならできるかも!」という自社で実践できる具体的なイメージを持ち帰っていただきます。
V. まとめ	● 総括	①過重労働を解消するには、積極的かつ実効性のある対策に取り組むことが必要 ②積極的な「ワーク・ライフ・バランス」への取組が企業にとっての ア)人材採用力 イ)人材定着力 ウ)人材活用力 となります。
質疑応答		

〈セミナー当日は、直接各教室へお越しください。〉 教室は変更する可能性もありますので、当日は校舎内の案内掲示をご確認ください。

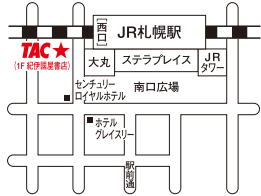


## 東日本エリア

### 北海道 TAC札幌校

〒060-0005  
札幌市中央区北5条西5丁目7番地  
sapporo55 304教室  
JR札幌駅西口より徒歩2分

11/4日(火)

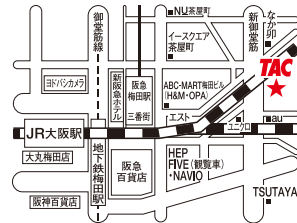


## 西日本エリア

### 大阪 TAC梅田校

〒530-0015  
大阪市北区中崎西2-4-12  
梅田センタービル 601教室  
阪急・地下鉄御堂筋線梅田駅より徒歩6分  
JR大阪駅より徒歩7分

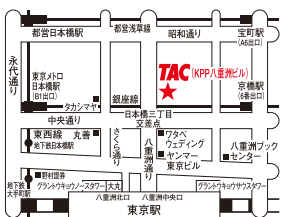
11/7日(金)・11/21日(金)



### 東京 TAC八重洲校

〒104-0031  
中央区京橋1-10-7KPP八重洲ビル 301教室  
JR東京駅中央口より徒歩5分  
日本橋駅B1出口より徒歩3分  
京橋駅6番出口・宝町駅A6出口より徒歩4分

11/11日(火)・12/5日(金)



### 福岡 TAC福岡校

〒810-0001  
福岡市中央区天神1-15-6  
綾杉ビル 205教室  
地下鉄天神駅東口改札より12番出口徒歩2分  
16番出口スグ

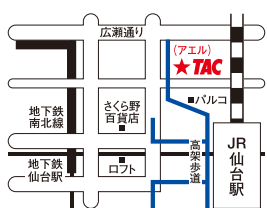
11/10日(月)



### 宮城 TAC仙台校

〒980-6125  
仙台市青葉区中央1丁目3番1号  
アエル 2502教室  
JR仙台駅西口より徒歩3分

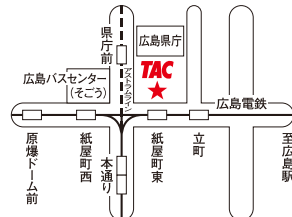
11/14日(金)



### 広島 TAC広島校

〒730-0011  
広島市中区基町11-10  
合人社広島紙屋町ビル 304教室  
広島電鉄紙屋町東電停の正面

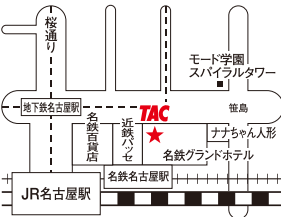
11/17日(月)



### 愛知 TAC名古屋校

〒450-0002  
名古屋市中村区名駅1-2-4  
名鉄バスターミナルビル 913教室  
名鉄・近鉄名古屋駅より徒歩1分  
JR名古屋駅広小路口より徒歩2分

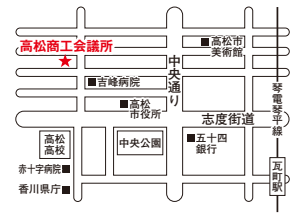
11/28日(金)



### 香川 高松商工会議所

〒760-8515  
香川県高松市番町2-2-2  
201会議室  
琴電瓦町駅より徒歩15分

11/25日(火)



過重労働解消セミナー事務局

TEL:070-5369-6473 FAX:03-3546-0432

Email: info@kajuroudoukaisho.jp

受付時間: 平日9:30~17:30 (土曜、日曜、祝日は休み)

専用サイト: 過重労働解消.jp

## 過重労働解消セミナー FAX参加申込書 専用Webサイトからも直接ご応募いただけます。

参加希望説明会 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (午前 / 午後) 会場名 \_\_\_\_\_

会社名: \_\_\_\_\_ お名前: \_\_\_\_\_ 参加人数: \_\_\_\_\_ 名

業種: \_\_\_\_\_ 企業規模: ①10人未満 ②10-49人 ③50-99人 ④100-299人 ⑤300人以上

ご連絡先(直) TEL: \_\_\_\_\_ Email: \_\_\_\_\_

※お預かりした個人情報には本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。

上記をご記入の上、FAX:03-3546-0432 までお送りください。受付後、メールまたは電話でご連絡差し上げます。